

答 申 第 109 号

令 和 2 年 7 月 7 日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する決定について

(答申)

令和2年1月20日付け諮問第4号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

平成30年度実施の兵庫県立学校実習助手採用候補者選考試験の問題用紙・答案用紙・模範解答

第 1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非公開とした処分を取り消し、第 2 の 2 に記載する対象公文書を公開すべきである。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 公文書の公開請求

平成 31 年 3 月 24 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対して、公文書の公開を請求（以下「本件公開請求」という。）した。

2 対象公文書の特定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、平成 30 年度実施の兵庫県立学校実習助手採用候補者選考試験の問題用紙・答案用紙・模範解答（工業及び農業）（以下「本件対象公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の決定

平成 31 年 4 月 8 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

平成 31 年 4 月 19 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諮問

令和 2 年 1 月 20 日、実施機関は、条例第 17 条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、本件審査請求について諮問した。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、全面公開を求める。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において述べている本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

- (1) 公正な採用試験を実施するにあたっては、問題用紙等の公開をするのは当然である。非公開とすることによって透明性が損なわれ、口利き等の不正な手段による採用がなされる。
- (2) 教員採用試験に関しては、公表されている。このことを鑑みると、非公開にすることは、非常に不可解であり、公正性、公平性、中立性、透明性に欠けていると言わざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 兵庫県立学校実習助手採用候補者選考試験（以下「実習助手採用選考試験」という。）について

公立学校教職員は、全体の奉仕者たる教育公務員として、県民の教育に関する信託に応えられる多様な資質・能力を必要としている。したがって、採用に当たっては、これらの資質・能力をできるだけ正確に把握する必要があることから、筆答試験はもとより、面接試験、実験実技試験等と受験者に関する各種資料を総合的に判定し、教員としての十分な資質を持ち、教職に対する情熱にあふれ、人格的にも優れた人材の採用に努めている。

こうした観点から、実習助手採用選考試験において、第1次選考試験では一般教養及び教科専門の筆答試験を行い、第2次選考試験では面接試験とともに実技試験を実施している。これらの成績と受験願書に記入した受験者の活動等の実績や資格等を総合的に判定し、採用予定数等を踏まえ適切な人数の合格者を決定している。

2 本件対象公文書を非公開とした理由について

実習助手採用選考試験の第1次選考試験において、教科専門試験及び一般教養試験を実施しているが、教科専門試験については、実習内容に関連した出題が多く、その出題範囲や内容に限られること、一般教養試験については、募集案内において「教職教養に関する問題を含まない」旨をあらかじめ示していることを踏まえ、次年度以降の試験内容が推測されないよう考慮し、試験内容を公開していない。

そのような中、本件対象公文書が公開されると、公開請求者がその後、実習助手採用選考試験を受験する際、傾向と対策をより綿密に行えるという点で、有利に働くことに繋がりにかぬない。

その結果、実習助手採用選考試験の合否結果そのものに不信を抱くことが懸念され、本県の選考試験の社会的評価にかかわる問題となり、ひいては県民の教育への信頼低下を招き、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件対象公文書については、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当するため、非公開とした。

3 結論

以上のとおり、本件処分については、違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成30年度に実施された実習助手採用選考試験の一般教養試験及び教科専門試験（工業及び農業）の問題用紙、答案用紙及び模範解答である。

本件公開請求に対し、実施機関は、本件対象公文書について条例第6条第6号に該当するとして全部を非公開とする本件処分を行ったところ、審査請求人は、全部の公開を求めている。

これに対して、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、本件対象公文書を見分した結果を踏まえ、以下検討する。

2 条例第6条第6号の該当性について

(1) 本件対象公文書の非公開情報該当性について、実施機関は、概ね以下のとおり説明する。

教科専門試験及び一般教養試験について、試験内容を公開していないことから、本件対象公文書が公開されると、公開請求者が今後の実習助手採用選考試験の傾向と対策をより綿密に行うことができ、有利になることにつながるおそれがある。

その結果、実習助手採用選考試験の合否結果に不信を抱くことが懸念され、

ひいては県民の教育への信頼低下を招き、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第6条第6号に該当する。

(2) 一方、実習助手採用選考試験に関しては、次のような状況が認められる。

問題用紙、答案用紙及び模範解答（以下「問題用紙等」という。）を公開していない現在においても、過去に受験した者は出題内容や答案用紙の様式を、知っているか、知り得る立場にある。

公開請求は誰でも行うことが可能であり、制度的には誰でも本件対象公文書を請求する権利が保障されている。

また、公開した場合に、公開請求者にとって有利になることが想定されるのであれば、公開した問題用紙等について広く情報提供することも可能である。

加えて、実施機関が行っている兵庫県公立学校教員採用候補者選考試験については、第1次選考試験の試験問題及び解答例が県民情報センター等において一般の閲覧に供されていることから、当該選考試験に特段の支障が生じているとは認められない。また、当該解答例の記載内容は、本件対象公文書の模範解答の記載内容と大差は認められない。

(3) このような状況を考慮すると、本件対象公文書を公開することにより、実習助手採用選考試験の傾向と対策をより綿密に行うことができたとしても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすようなおそれがあるとは認められない。

したがって、条例第6条第6号に該当せず、公開すべきである。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、本件諮問は、本件審査請求から9か月余りが経過してから行われている。

公開請求から諮問までに時間がかかりすぎると情報公開制度の趣旨が失われかねないため、今後は、実施機関において速やかな諮問手続が行われることを望む。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和2年1月20日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和2年1月29日 第1部会 (第64回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和2年2月26日	・ 審査請求人から意見書を受領
令和2年3月18日 第1部会 (第65回)	・ 審議
令和2年6月15日 第1部会 (第66回)	・ 審議
令和2年6月26日 第1部会 (第67回)	・ 審議
令和2年7月7日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第1部会

部会長 井 上 典 之

委 員 後 藤 玲 子

委 員 佐 倉 里 司

委 員 申 吉 浩

委 員 園 田 寿